

学校法人天理大学寄附行為

昭和26年2月15日制定	昭和26年4月14日変更
昭和27年3月24日変更	昭和28年5月21日変更
昭和30年4月21日変更	昭和32年4月1日変更
昭和35年4月16日変更	昭和38年2月9日変更
昭和48年11月6日変更	昭和51年4月1日変更
平成3年12月20日変更	平成9年3月6日変更
平成11年12月22日変更	平成13年9月22日変更
平成14年6月6日変更	平成16年2月4日変更
平成17年5月26日変更	平成21年6月30日変更
平成21年8月1日変更	平成21年11月6日変更
平成24年5月28日変更	平成26年10月31日変更
平成28年8月31日変更	平成29年3月31日変更
令和2年4月1日変更	令和5年4月1日変更
令和6年4月1日変更	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人天理大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を奈良県天理市守目堂町213番地の4に置く。

(運営基準)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び設置する学校

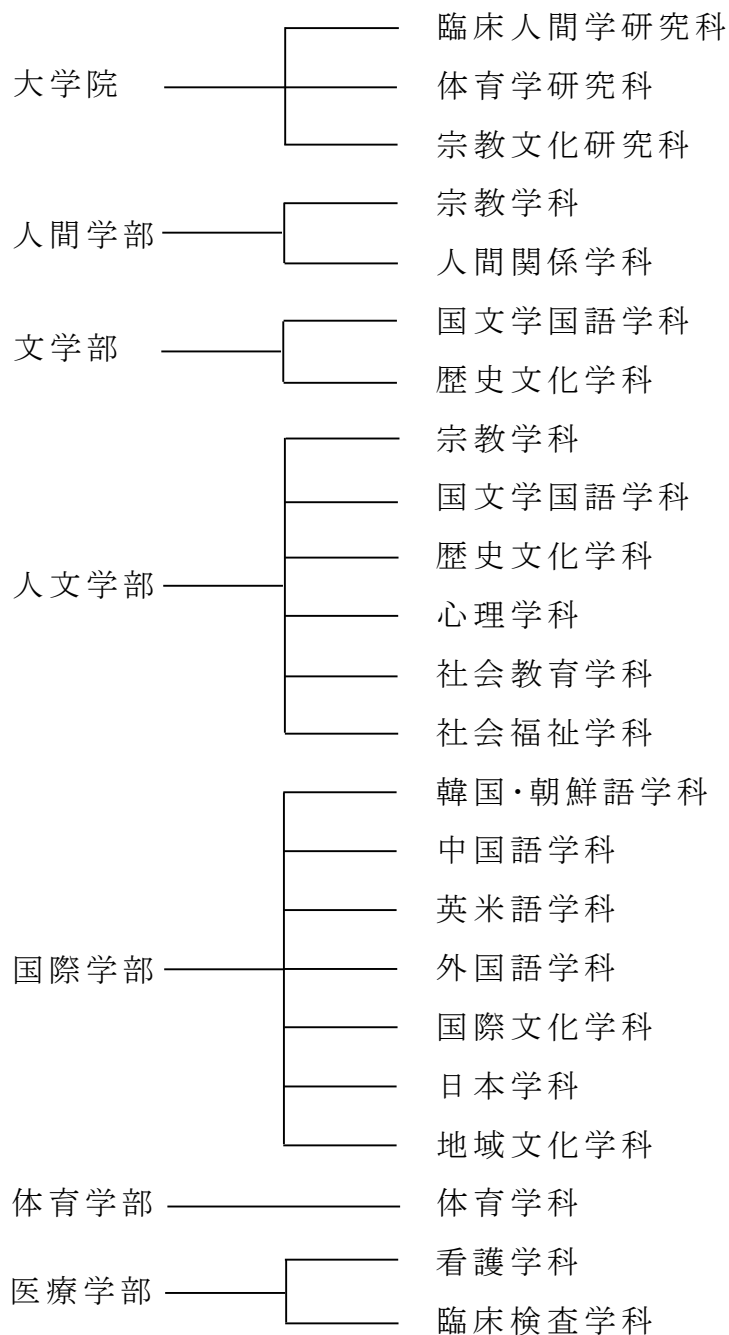
(目的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、あわせて天理教の信仰に基づく宗教教育を行うため、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 天理大学



(2) 天理高等学校 全日制課程 普通科
定時制課程 普通科

(3) 天理中学校

(4) 天理小学校

(5) 天理幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長を除く理事のうちから、1人を専務理事及び3人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事及び常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 天理大学の学長及び天理高等学校の校長
- (2) 天理教表統領の指名する者 1人
- (3) 評議員のうちから、評議員総数の過半数の議決によって選任された者
3人
- (4) 前各号に規定する理事の過半数の議決をもって選任された者
7人以上9人以内

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、その選任された資格を失ったときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独自性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号及び第2号に規定する理事を除く。この条中以下同じ。）の任期は3年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長、専務理事又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員 of 補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員 of 解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長 of 職務）

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（専務理事、常務理事 of 職務）

第13条 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事 of 代表権の制限）

第14条 理事長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務 of 代理等）

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

（監事 of 職務）

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 理事会は理事全員をもって組織する。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、毎月1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは随時にこれを招集することができる。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全

員が連名で理事会を招集することができる。

- 7 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会

(評議員の選任)

第19条 評議員会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 天理中学校の校長、天理小学校の校長及び天理幼稚園の園長
- (2) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。この条中以下同じ。）のうちから理事長において選任された者 7人
- (3) 理事長
- (4) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）

の天理教教人たる卒業生で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 14人

(5) この法人に係りのある学識経験者で、前各号に規定する評議員総数の過半数の議決をもって選任された者 6人

2 前項第1号から第3号までに規定する評議員は、その選任された資格を失ったときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第20条 評議員（前条第1項第1号及び第3号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ。）の任期は3年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員会)

第21条 評議員会は、毎年2回理事長が招集する。

ただし、理事長が必要と認めるときは、随時に招集することができる。

2 評議員会に議長を置き、理事長をもってあてる。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第23条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）

及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められたもの。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
 - (2) 授業料、入学金及び試験料
 - (3) 資産から生ずる果実
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入
- (資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分)

第27条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、郵便貯金若しくは定期預金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産より生ずる果実・運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実・授業料・入学金・試験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）天理教その他からの補助金及び寄附金をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(会計年度)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余を生じたときは、その一部若しくは全部を運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は役員名簿等について同項の請求があった場合には、役員名簿等に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準
(役員報酬)

第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第6章 解散

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補足

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第44条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務遂行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第45条 理事（理事長、専務理事、常務理事及び業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつ

き善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、天理大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年4月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和28年5月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和30年4月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和35年4月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和38年4月17日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年11月6日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成3年12月20日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成9年3月6日(文部大臣認可の日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年12月22日（文部大臣認可の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年9月13日（文部科学大臣認可の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成14年5月29日（文部科学大臣認可の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年1月30日（文部科学大臣認可の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年5月26日（文部科学大臣認可の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年11月6日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年5月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年10月31日（文部科学大臣認可の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年8月31日（文部科学大臣認可の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

令和2年2月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和4年8月31日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和5年1月24日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。